

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>秩父市上野町八六二番七地先から同市大宮字下上野原七九四番六地先まで</p>	<p>秩父市上野町八六二番七地先から同市大宮字下上野原七九四番六地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・九七〇 二八・五五</p>	<p>一一・九七〇 一二・一三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六二・九〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

道路法第二十四条に基づき承認工事による。